

**軽自動車のクレジット販売契約上の占有改定による引渡しと否認権の行使**

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所  
【裁判年月日】 平成27年2月17日  
【事件番号】 平成23年(ワ)第2833号  
【事件名】 否認権行使請求事件  
【裁判結果】 請求棄却(確定)  
【参照法令】 破産法162条1項1号、民法178条・183条  
【掲載誌】 金法2028号89頁

LEX/DB 文献番号 25541422

**事実の概要**

有限会社Aは、平成25年5月17日、訴外B株式会社との間で、軽自動車(以下「本件自動車」という)を割賦購入する旨のクレジット契約を締結した。この契約条項において、A、B及びYファイナンス株式会社は、BのAに対する本件自動車の割賦販売、当該割賦販売に基づきAが負担する割賦金合計の支払債務のYへの保証委託に関し、①AはBが割賦金合計の取立て・受領をYに委任したことを承諾し割賦金をYに支払う、②AはBに対する割賦金合計の支払債務につきYに連帯保証を委託する、③Aが割賦金の支払いを停止した場合Aは当然に期限の利益を失う、④Aが期限の利益を失った場合Yは保証債務の履行としてBに対し割賦金合計の残額を支払いAに対し求償権を行使する、⑤本件自動車の所有権は所有名義の如何を問わず契約の効力発生と同時にBからYに移転するが、Aが割賦金合計の支払債務を完済した時点で所有権はAに移転する、⑥Aが期限の利益を失った場合Aは直ちに本件自動車をYに引き渡す、⑦Yは引渡しを受けた本件自動車についてその評価額をもって本件債務や査定費用の弁済に充当することができる旨の合意をした。同年10月30日、Aは、経営不振のため事業を停止し、支払不能となり、同年12月24日、Aは破産手続開始決定を受け、破産管財人Xが選任された。Aは、同年12月3日、本件自動車をYに引き渡し(以下「本件引渡行為」という)、Yは、平成26年1月6日、本件自動車を売却してYのAに対する割賦金等債権約92万円に充当した(以下「本件充

当行為」という)。Xは、本件引渡行為及び本件充当行為はAのYに対する偏頗弁済行為に当たるとしてこれを否認し(破産法162条1項1号)、Yに対し、本件充当行為に基づく受領額約92万円について価額償還請求をした。

**判決の要旨**

請求棄却。

「……当事者間の契約における合意内容の確定については、契約書上の各文言を当該契約時の事情のもとで当事者が達成しようとしたと考えられる経済的・社会的目的と適合するように解釈して行うべきであり、占有改定の合意があったか否かについても、単に契約書の条項にその旨の明示の規定が定められていたか否かではなく、当該契約書の条項全体及び当該契約を行った当時の状況等を当事者の達成しようとする目的に照らして、総合的に考察して判断すべきものというべきである……。」

「……本件契約条項では、(ア)契約の効力発生と同時に本件自動車の所有権はファイナンス会社であるYに移転すること……、(イ)買主(破産会社)は、被告が本件自動車の所有権を留保している間は、本件自動車の使用・保管につき、善管注意義務を負い、被告の承諾ない限り、転売、貸与、入質等の担保供与、改造、毀損等が一切禁止されること……、(ウ)買主(破産会社)は、割賦払金の支払を怠っているときは、被告からの催告がなくても、直ちに本件自動車の保管場所を明らかにするとともに本件自動車を被告に引き渡すもの

とされていること……等が定められており、買主（破産会社）は当該各条項を了解して、本件自動車を割賦購入したものと認められることに照らせば、買主（破産会社）の占有は、本件契約の効力発生時点において当然に他主占有（所有する意思をもたずに行う占有）となる上、所有者である被告のために善管注意義務をもって本件自動車を占有し、転売や貸与、改造等も禁止されるなど、明らかに占有改定による占有の発生を基礎付ける外形的事実が存在しているというべきである。」

「……本件契約において、買主（破産会社）による本件自動車の占有は占有改定によるYの占有に当たると認められるから、被告は、本件自動車につき所有権留保を原告に対抗できるというべきである。したがって、本件引渡行為及び本件充当行為が破産会社の被告に対する偏頗弁済行為に当たると認めることはできない。」

## 判例の解説

### 一 本判決の位置づけ

本件は、軽自動車を所有権留保特約付で割賦購入した買主に破産手続が開始された場合に、特約に基づき破産手続開始決定前に自動車の引上げを行い（本件引渡行為）、これを売却して買主に対する割賦金等債権に充当したファイナンス会社に対して、買主の破産管財人が、本件引渡行為及び充当行為は偏頗弁済行為に当たるとして否認権を行使し（破産法 162 条 1 項 1 号）、充当行為に基づく受領額について価額償還請求を行った事案である。破産手続開始前に契約上の義務の履行として自動車の引上げ及び清算を行った場合でも、破産手続開始後これを破産管財人に対抗することができなければ偏頗弁済行為になりうる<sup>1)</sup>。登録制度のない軽自動車については、対抗要件は引渡し（民法 178 条）であり、これは占有改定（同 183 条）によると思われるところ、本件契約書には、これについての明示規定がなかったため、対抗要件の具備（占有改定の合意の有無）が争点となった。本判決は、占有改定の合意の有無は、明示規定の有無によって直ちに決まるものではなく、当該契約書の条項全体及び当該契約を行った当時の状況等を当事者の達成しようとする目的に照らして、総合的に考察して判断すべきものであるとして、本件契約条項等を実質的に斟酌して占有改定の合意

があったと判断し、被告は留保所有権を破産管財人に対抗できるとした。軽自動車を所有権留保付で購入するケースは多いと思われるが、本判決は、その買主が破産した場合に、留保所有権が別除権として行使されることを前提として、対抗要件となる占有改定の合意の有無につき契約書等の解釈基準を示したものであり、その適用例として実務上参考になるう。

## 二 所有権留保と別除権の行使

### 1 所有権留保と破産法上の取扱い

所有権留保は、売買契約成立時に目的物の占有を買主に移転する一方で、代金完済まで買主への目的物の所有権移転を留保することにより未払代金債権を担保するものであり、売主と買主の二当事者間取引で売主が所有権を留保する類型（「売主所有権留保」）と、例えば信販契約に基づき売買代金の立替払いをした信販会社など第三者が所有権を留保する類型（「第三者所有権留保」）がある<sup>2)</sup>。買主が債務の履行を遅滞したときは、留保所有者は約定に基づいて売買契約を解除し、買主から目的物の引渡しを受けた後目的物を評価して、評価額が残代金債権を上回っていれば買主に清算金を提供し、これを下回っていればその差額を買主に請求する。

代金完済前に買主について破産手続が開始された場合、破産法上、留保所有権の実行を取戻権（破産法 62 条）として扱うのか、それとも別除権（同 2 条 9 項）として扱うのかについては、実体法上その性質をどのように構成するかによって見解が分かれる<sup>3)</sup>。現在の通説は、すでに買主が条件付所有権という物的支配権を目的物について取得している以上、留保所有権は本来の意味の所有権ではありえず、代金完済のための一種の担保であるとして、これを別除権として取り扱う<sup>4)</sup>。判例（最判平 22・6・4 民集 64 巻 4 号 1107 頁）も、所有権留保が別除権として扱われることを前提とする<sup>5)</sup>。

### 2 別除権（留保所有権）の行使と対抗要件

別除権は、破産手続によらないでこれを行使することができる（破産法 65 条）。したがって、担保権の通常の実行方法により行使されるが、破産手続開始後は、目的財産は破産財団に属するため、破産管財人を相手方としてこれを主張することに

なる。その際、別除権者が、原則として手続開始時に対抗要件を具備している必要があるかが問題となる。

上記平成22年最判は、再生手続において自動車の第三者所有権留保が問題となった事案において、別除権の行使が認められるためには「個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続に拠らないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図る等の趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記・登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法45条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、被上告人が、本件立替金など債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない」とする。登記・登録以外の対抗要件についても、一般債権者と別除権者との均衡は同様に問題となるため、同判決の射程は及ぶと解される<sup>6)</sup>。学説も、別除権者がその権利を第三者に対して主張するために実体法上対抗要件の具備が求められている場合には、対抗要件を備えなければならないとする<sup>7)</sup>。もっとも、平成22年最判は再生債務者の第三者性には触れていないところ、学説では、対抗要件の具備を再生債務者の第三者性から説くもの<sup>8)</sup>と、第三者性の問題と捉えずに、他の一般債権者に優先するための権利行使（保護）要件として要求するものがある<sup>9)</sup>。再生債務者に第三者性が認められるのは、手続開始決定が包括差押えの実質を有しており、差押債権者類似の地位に立つ一般債権者の利益を保護ないし代表する必要があることに裏打ちされているとすれば、別除権者と他の一般債権者との均衡という実質的根拠においては、両見解とも共通するといえよう。また、所有権留保については、実体法上、売主に所有権が留保されるだけで物権変動がなく対抗要件は不要であるとする見解<sup>10)</sup>と、物権変動を認め対抗要件を必要とする見解<sup>11)</sup>が対立している。三に示す動産の所有権留保に関する裁判例はいずれも、物権変動があるとして留保所有権を別除権として行使するために倒産手続開始時の対抗要件具備を要求する。かりに所有権留保の設定において対抗関係に立つ物権変動がないと解しても、倒産の局面においては、他の一般債権者との衡平の観

点から優先権を主張する留保所有権者に対抗要件の具備を要求することもありうる<sup>12)</sup>。本件は破産の事例であるが、同様に、留保所有権の行使には対抗要件の具備が求められよう。

### 三 占有改定の合意

登録制度のない軽自動車の所有権留保につき、その対抗要件は引渡しとなり（道路運送車両法4条、5条、民法178条）、引渡しには、占有改定も含まれるところ、具体的にどのような状態があれば占有改定が認められるのかが問題となる。

これについて、登録制度のない動産の所有権留保に関する裁判例には、(i) 家庭用雑貨等の継続的売買契約において、代金支払いの有無にかかわらず買主が転売することが許容されていたこと、他の仕入れ先からの仕入れ商品と分別保管がされず判別できない状況にあったこと等から占有改定を否定した事例<sup>13)</sup>、(ii) 衣料品の継続的売買契約において、契約書に占有改定の文言を入れることが容易であったにもかかわらず入れていなかったこと、代金支払いの有無にかかわらず買主が商品を他に転売し引き渡すことが予定されていたこと、所有権留保の対象物が他と容易に識別できるとはいえない状況であったこと等から占有改定を否定した事例<sup>14)</sup>のほか、(iii) 建設機械等を目的物とする所有権留保特約付割賦売買契約において、当該契約の条項、同種目的物の割賦販売における譲渡証明制度の普及、買主の下にある他物件との識別可能性等を認定して占有改定を認めた事例<sup>15)</sup>がある。本判決も、これらの裁判例同様、当該契約条項の内容等を具体的に斟酌し、①契約の効力発生と同時に自動車の所有権が被告に移転すること、②買主は、被告が自動車の所有権を留保している間は、自動車の使用・保管につき善管注意義務を負い、被告の承諾のない限り、転売、貸与、入質等の担保供与、改造、毀損等が一切禁止されること、③買主は、被告からの催告がなくとも、直ちに自動車の保管場所を明らかにするとともに自動車を被告に引き渡すものと定められていた点等に鑑み、買主の占有は、当該クレジット契約の効力発生時点において当然に他主占有となる上、明らかに占有改定による占有の発生を基礎づける外形的事実が存在しているとして、占有改定による占有を認める。

取引基本契約において占有改定による占有取得

を明記しておく必要性については評価が分かれるところ、本判決は、占有改定による引渡しがあったか否かは占有改定という文言の有無によって認められるものではないとする<sup>16)</sup>。実際占有改定による引渡しであることの明示規定が置かれている場合が多く、またそれが望ましいとしても、明示規定の有無が直ちに占有改定の合意の有無を決定するとはいえない。この点において本判決は妥当であるといえよう。

●—注

- 1) 福田修久「破産手続・民事再生手続における否認権等の法律問題」曹時 64 巻 6 号 12 頁以下。
- 2) 印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法 1951 号 62 頁。
- 3) 竹下守夫＝藤田耕三編集代表『破産法大系Ⅱ 倒産実体法』(青林書院、2015 年) 193 頁以下 [山野目章夫] 参照。なお、所有権留保付売買に双方未履行双務契約の規律(破産法 53 条)が適用されるかどうかも問題となる。通説・裁判例は、目的物についての所有権は、代金完済という条件付きであれ、すでに買主に移転しており売主の義務は履行されているとして 53 条の適用を否定する(三上威彦「基本的所有権留保と破産手続(下)」判タ 536 号 58 頁以下、伊藤真『破産法・民事再生法(第 3 版)』(有斐閣、2014 年) 447 頁、竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』(青林書院、2007 年) 282 頁 [野村秀敏] 等。裁判例として、大阪高判昭 59・9・27 判タ 542 号 214 頁等)。ただし、所有権の移転に登記・登録等の對抗要件を必要とする場合については、目的物引渡し後もなお売主の義務が残っているとして 53 条の適用があるとする見解(『新基本法コンメンタール破産法』(日本評論社、2014 年) 158 頁 [金春] 等)と、代金完済時においてはじめて登記・登録等を買主に移転する旨の契約であっても、これが担保目的の留保所有権の表章にとどまるとみられるときには 53 条の適用はないとする見解(伊藤・前掲書 447 頁(同 [第 2 版] 347 頁を改説))に分かれる。自動車については、登録義務の未履行を理由として双方未履行双務契約該当性を肯定する裁判例がある(東京高判昭 52・7・19 判時 865 号 52 頁)が、本件は登録制度のない軽自動車についてであるから、その射程は及ばないと思われる。
- 4) 伊藤・前掲注 3) 446 頁、齋藤秀夫ほか編『注解破産法(第 3 版)(上)』(青林書院、1998 年) 599 頁 [野村秀敏]、伊藤真ほか『条解破産法』(弘文堂、2010 年) 490 頁等。
- 5) もっとも留保所有権の性質が直接争われたものではない。所有権留保を別除権ないし更生担保権とした下級審裁判例として、札幌高決昭 61・3・26 判タ 601 号 74 頁、諏訪簡判昭 50・9・22 判時 822 号 93 頁、大阪地判昭 54・10・30 金判 586 号 36 頁等。
- 6) 山本和彦「民事再生手続における所有権留保の取扱い」金判 1361 号 71 頁。

- 7) 伊藤・前掲注 3) 431 頁、山本和彦ほか『倒産法概説(第 2 版補訂版)』(弘文堂、2015 年) 114 頁、141 頁等。裁判例として、大阪地判平 20・10・31 判時 2039 号 51 頁。
- 8) 野村秀敏「判批」金判 1353 号 15 頁以下、山本ほか・前掲注 7) 等。従来多くの学説は手続開始により対抗関係が生じるとして別除権の行使に対抗要件具備を要求してきた。山本克己「民事再生手続開始の効力」ジュリ 1171 号 27 頁、山本和彦・前掲注 6) 70 頁、松下淳一『民事再生法入門(第 2 版)』(有斐閣、2014 年) 51 頁等。加毛明・倒産判例百選(第 5 版) 119 頁は、平成 22 年最判は対抗問題とする見解に親和的であるとする。
- 9) 園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法(第 3 版)』(弘文堂、2013 年) 195 頁 [河野正憲](再生手続開始決定には処分禁止効がないので対抗問題を生じないとする)、甲斐哲彦「対抗要件を具備していない担保権の破産・民事再生手続上の地位」司研 116 号 126 頁以下、河上正二『担保物権法講義』(日本評論社、2015 年) 408 頁。
- 10) 道垣内弘人『担保物権法(第 3 版)』(有斐閣、2008 年) 362 頁、安永正昭『講義物権・担保物権法(第 2 版)』(有斐閣、2014 年) 434 頁、印藤弘二・金法 1928 号 85 頁等。もっとも、第三者所有権留保の場合は、これが譲渡担保に近い(安永・432 頁)とすると、別に考えることになるうか。
- 11) 高木多喜男『担保物権法(第 4 版)』(有斐閣、2005 年) 381 頁、田高寛貴＝白石大＝鳥山泰志『担保物権法』(日本評論社、2015 年) 150 頁等。
- 12) 平成 22 年最判と実体法の理解の整合性につき、柚木馨＝高木多喜男編『新版注釈民法(9) 物権(4)(改訂版)』(有斐閣、2015 年) 746 頁以下。印藤・前掲注 2) 67 頁は、所有権留保は物権変動がない担保権設定であるとし、別除権者が一般債権者に優先して権利行使できるにふさわしい公示方法として、権利保護要件としての登録等の具備を要求するが、同・金融法研究 29 号 14 頁は、通常の動産の留保所有権は何らの公示方法をとらずに善意の債権者からの差押えも免れうるから別除権の主張に占有改定は不要であるとする。
- 13) 東京地判平 22・9・8 判タ 1350 号 246 頁。転売許容性については異論もある。田高寛貴「所有権留保の対抗要件に関する一考察」清水元ほか編『平井一雄先生喜寿記念 財産法の新動向』(信山社、2012 年) 242 頁以下参照。
- 14) 東京地判平 25・4・24LEX/DB 文献番号 25512638。
- 15) 東京地判平 27・3・4 判時 2268 号 65 頁。対抗要件具備を要求する理由として物権変動のほか一般債権者との衡平をあげる。
- 16) 裁判例(Ⅲ)も同様。なお、譲渡担保(売渡担保)設定の合意と占有改定につき最判昭 30・6・9 民集 9 巻 7 号 855 頁参照。